成形圖說

農事部 六

145
30
1

東京圖書館
和書門 農事類 一四五函 一の架 一九號 三ノ冊

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

成形圖說卷之六

目錄

田賦（チカラ）
稅則（ヨリカ）

TOKIO LIBRARY.
東京書籍館
FOUNDED BY MOMBUSHO 1872.
明治八年文部省交付

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

成形圖說卷之六

農事部 田賦類

多知加良 書紀○亦知加良と計も何れも多知加良とハ田力まて民の力とハ作りし米穀なれハなり主税と知加良と漢も租税と主なるより名とて米穀の好惡を検めらと税と縄俵まで吟味ならハ主税の職なり

延喜式ハ勸民力あり

智紀收畿内之田税とくくり

大知加良 同上凡税と於保知加良と漢ハ正税也租紀多知加良を漢ハ田租也○天武紀勅ヨ天社地社神税者三分之一供祠具其一分給神主又古語拾遺ハ諸社封税とあるハ後の課神領なり

御調事 古周記○傳曰并盛集にみげき物と部下日神の給富ハ地と受納ものなり

年貢 東鑑或ハ乃貢亦云土貢即御調なり貢周禮令諸侯春入貢秋献功又任土作貢とも又歳貢謂貢于壇墠とあり天子宗廟ヨ物進るなり應神紀吉野國樔献土毛の類今の所謂献上物なり建武式目ヨ土貢以下令先納者悉可

紀返之凡吾邦の歳貢夏ハ起四月盡九月秋ハ起九月盡明年三月ハ式ハ式ハ式

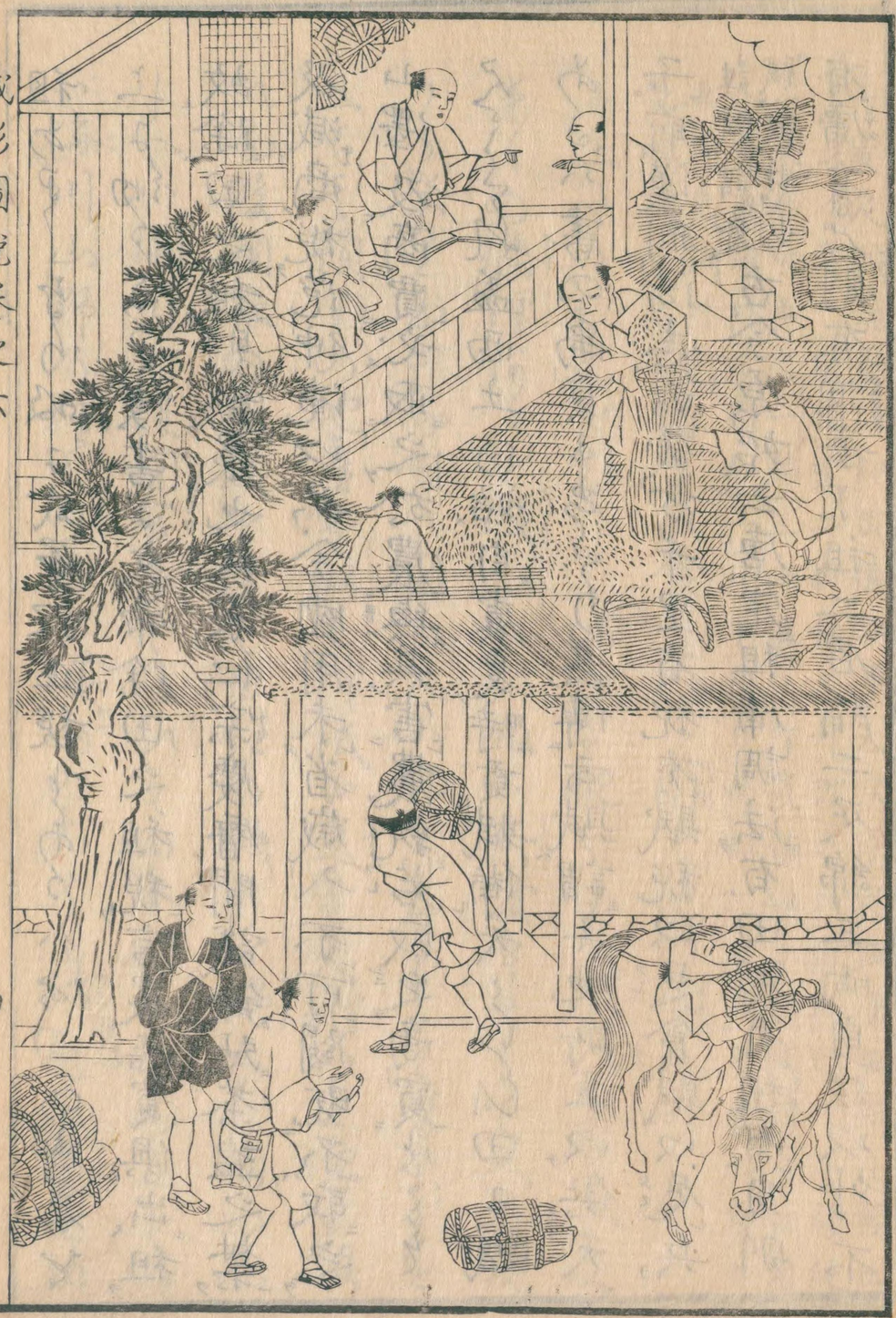

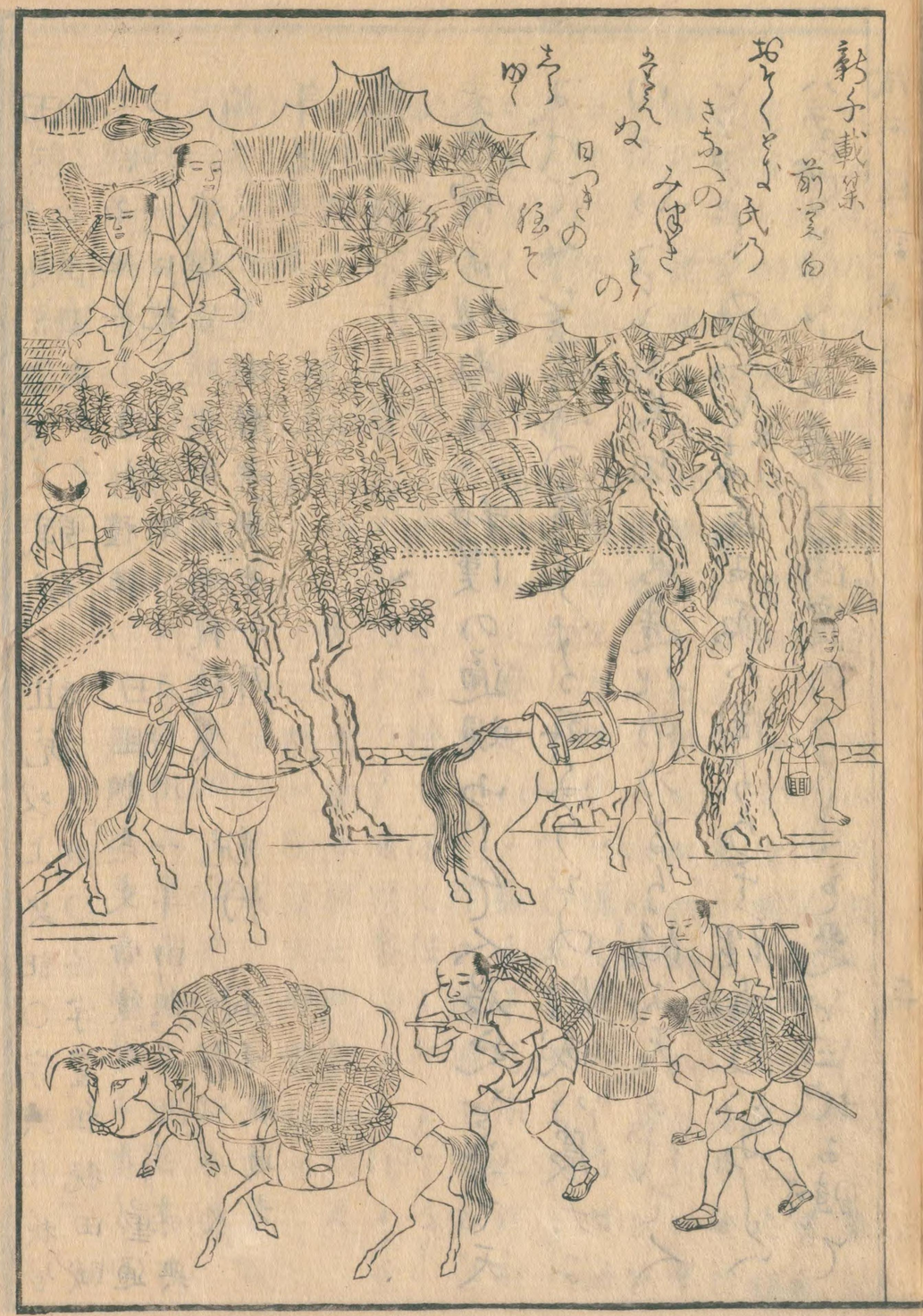

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

租あるべきなり故に式等に正税とあるハ公田の御米と
上に納るべき漢書に文帝除田之租税言農與賈俱出租
故除田之租則勸農也又宋仁宗慶曆間議欲弛茶塩之禁
及減商税范仲淹以為今國用未省歳入不可闕既不取之
山澤及商賈之取之於農與其害農孰若取之商賈云云
云云蓋西土の始自虞夏時貢賦備矣云云田に賦
あるハ書の禹貢に出るより甚傳云賦謂土地所生以供天
子前漢刑法志云畿方千里有税有賦税以足食賦以足兵
註賦謂發賦斂財也古今原始云唐定租庸調法有田則有租有身則
有庸有戸則有調每丁租二石絹二疋綿三両自茲以外不

得横斂按道鑑唐紀武德二年太宗初定租庸調法凡授田
者一歳輸粟二斛稲三升謂之租歳輸絹一疋綾絁
二丈布加五之一綿三両麻三斤或輸銀十四両謂之調用
人之力歳廿日閏加二日不役日為絹三尺謂之庸加役廿
五日免調州謹按衣食貨財ハ固天地の生所ゐして人
に主るハ之と彩りて諸民に配らする奉行為るを次
第の條理なると改めいい改ハ祭祀奉りて人君親
らの祭を助ぎ時ハ國の大小郡に為るまで皆祭を
立て生産の地産を取て神祇に享る天地の生德と報
い而後國家の用度と達し百姓の撫育と施ちむ因いふ
ハ國司とハ國宮宰なりその奉祀に具ふるべき
ハ海川山野乃種々の物と模山のおのおの穫是一是と初

種物らし宗社を供へ祭礼終て法人を頒賜ふ延喜式に
皇神を奉し餘をば平く聞食むとあるは彝典にて又孝
德紀謂先祭神祇而後應議政事の類亦古法べしなをく
我太古　天照大神の　皇孫に斯國を授賜ふて吾齋廷
之稲穂當御於吾兒と勅ひ給天下萬民の奉貢田穀又種
種の御調物を受納給へ給嚴重大詔を兼傳ふをば天
津日嗣と申まつり給大業を嗣くに統御より始て蓋大
嘗乃禮祭祀は実亦此よりして人君天地乃生物を私な
きあたるの謹敬明に上下に宣告て行ふ是　皇國
貢獻の大本也上謹敬乃政を以天産を奉て民に施し

恵ふ人君を奉て人民を忘て人君を奉て
生徳澤を冀怙敬て私を用ふ人情天然の道
ふ事をなすまつ堯舜孔子のごとき人を
なして世に順祀を尊ぶ史周紀に日祭月祀時
享歳貢終王先王之順祀也朱子云税給宗廟百神之祀天
子奉養百官禄食庶事之費とあり韃靼天竺を金人
如来の名目を造て存ずるいふ所の窮乏道の地と
いへども奉祀奉職の道あるべしいかんぞ無ふ天地間の
人主さへあるべきなれば此のごとき人のうをなく支
の法あり有司を天産の衣食を以て私の物と考へ違ひ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

愛欲嗜好のまゝに無奪と自由し同前の者ハ恵を加
ゆるぐも徧く國邑ハ行屎ぞ國用給ぶゆゑ及で是非な
く苛刻の政ハ至まる是先王祭政の宴と矣て愛憐徧
頗の私ハ由らぐ為ゆゑ且又下に無るさゝるれバ民情
ゆるまり我侵と働ゝ為常ハ節倹と勤て基と常るハ刻
て赤貧まと嬉し作ら太過て田産と持ちと不能貨財
ゆるまゝこの中に行ゝら共ゝまてハ諸人と
共ハ生天産と受るべし於ぐも天命ゆゑ〻況天の生術
く久〻く人智日に開て直道と以法とやると迂〻し動
まれバ邪路ハ走て有日私と行ひ人情離叛て人君誠敬

の道と奉ぶ紙ぞこの逆亂と畏て乃刑罰の辟と嚴み
し威讓の命と布ハ為ゆゑ為ゆゑ奉法の令田賦の制
之と上ハ取るのれと考へ遂て無謂のやうハ怨と思ハ
ハ共ハ生祭祀ハ奉順し臣民と農産ゆゑ本言と
ざれバ也今復これと古ハ稽ゆゑ崇神紀曰官無廢事
下無逆民教化流行衆庶樂業異俗重譯来海外既帰化是
歳　天皇十二年秋九月始校人民更科調役此謂男之弭
調女之手末調蓋　天皇光ハ鴻基と治遠く皇猷と張て
外國賓服し天下太平ゆゑ因太田田根子命を以祭主と
し神祇の圭田と定ぬ〻〻乃前ハ謂祭祀の宴奉職

の道其義より出て我　邦租税の始必礼典の賦ありて
他ハ男女の調庸のミ上より取るしるし弓弭の調ハ今
乃太刀馬代ばかり手末の調ハ後の手作布の屬なり
御鎮座本紀曰男弓弭之物太刀小刀矢楯鉾鹿皮角猪皮
忌鍬忌鋤類是也女手末之物麻桶綿柱天織具荒衣和衣
荷前御調　神功巻ハ新羅既ハ服事して毎年貢男女之調
類是也
常以八十船於是高麗百濟二國自来永稱西藩此三韓朝
貢の始ふして亦男女の調ハ稱つるを後仁德紀五十八
年冬十月吳國朝貢又雄略紀曰吳國遣使貢獻通證南宋
國實則宋朝也　清寧紀三年冬十月海表諸蕃並遣使進調所謂
秦漢華胄帰化するものふして遂ハ世を累て絶ざるし

て民田ハ租あるハ是て小封建の制郡縣の法古今皆治
革ありて抑萬國を修て一人ハ取るしるしとは　孝德
天皇ハ昉まる本紀大化元年八月朔詔曰隨天神之所奉
寄方今始將修萬國中遣使者於諸國録民元數中白雉三
年春正月班田既訖凡田長三十歩為段十段為町段租稻
一束半町租稻十五束又調庸の法ハ是より前大化二年
の詔ハ曰凡絹絁絲綿並隨鄉土所出田一町絹一丈四町
成足小兩雅ハ倍謂之足長四丈廣二尺半絁二丈二町成足長廣
同絹布四丈長同絹絁一町成端別牧戸別之調皆布一丈
二尺凡調副物鹽贄亦隨鄉土所出中畧以五十戸充仕丁一

人之粮庸布一丈二尺庸米五斗凡兵者人身輸刀甲弓矢
幡鼓とあり令義解曰段地獲稲五十束束稲舂得米五升
即於町者須得五百束也是上田一町の率なり五百束ハ
四百束ハ廿石十束の搗米五斗なり廿五石一束の搗米五斗なり中田
百束の搗米五石なり下田三百束ハ十五石
米ととハ一把と十二合なり人の片手二把と一把
ととハ数ハ一束ハ三十六把なり稲一束より米五升と摩
ハ数ハ一斗なれハ上く田の取実ハ尚多し夫一町
舂て得米とハ数と雖て糙米ハ
の積ハ稲五百束と得たりなれバ舂米ハして二十五斛
ちどなり而ハ孝徳紀の租法一町の粗稲十五束ととなれ
ば舂米ハして七斗五升也二十五斛の内より僅七斗五
升ちど年貢ハ納るとなるバ三十三分ハして一分ハ

まとめき田賦なりき三代格ハ令前租法熟田五十代
租稲一束五把得米一升此大升也とんとなり三百六十
歩と為五十代とありて五十代ハ即一段なれバ此孝徳
紀の租法なり一升此大升也とハ古者十合の
諸書に大升ハ三升と受とハ減大升の三升ハ
るべし減大升ハ二升五合と是其三升ハ七升五合也古
格ハ凡稲一束五把ハ一段の租ハして一町ハ七
斗五升と云ハ舂て即七斗五合の搗米なり夫令前租
法云ハ白雉の後ハ租法改て重なりしハ續
紀文武天皇慶雲三年遣使七道始田租法町十五束と
ハ白雉の時既ハ町租十五束なると又始田租十
五束法とハ其中間の事ハ知べし又元明紀和銅

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

六年二月始制調庸義倉等類五條同七年官符は絹絁六丈為足調布四丈二尺為端庸布二丈八尺為端商布二丈五尺為端とられば是亦大化調庸の足端寸尺を増長めらるゝやはれども元正紀養老六年の官符は公私出挙取利十分之一とゝのゝ當時尚薄税とゝめし書紀通證曰　本朝之制以封建也舊矣至　孝德朝始立郡縣之制平治以降漸復為建國然守尉非王人鎮制仍戰国雖規模相似而其去古也遠矣秦六國を滅して天下を併て郡縣とゝしるハ六國の諸侯皆雖敵あり帝ハ我　國家社稷襲封の土地と兼并て其賦税を一人に納るやう

よゝとゝれしハ古にまき変法なるべしと白石史論にハいゝとゝるも孝德紀の田租ハ一町に米七斗餘絹一丈布一端とゝのれバ其民に取るゝの租法ハ西土三代の時おを邁るゝ輕斂なり拘儒曲士周の九一税法を天下無双の事なりと称するゝハ我ゞ邦典に慟のゝゝ沒田賦ハ和漢共に古今大に変改あるを考へさるゝゝあり國史延暦十六年詔曰古者什一而税謂之正中三代因循須殼作矣國家薄征利農勤恤民隱是以制令之日田一町租定為二十二束其後有勅處分減為一十五束云々是即白雉慶雲の制なり　桓武帝の詔に古者什一の税とゝのゝば

慶雲以来田賦又重くなりしまゝ按ずるに弘仁式に上田一段地子十束中田一段八束下田一段六束下下田一段三束とあり是ハ以前の租法一町に十五束とあるに準し視るに一段に一束の地子ハ甚しき重征なり蓋調庸の賦を除きての賦法なりしまゝ延喜主税式に據るに凡公田獲稲上田五百束中田四百束下田三百束下々田一百五十束地子各依田品令輸五分之一若總計國内所輸不滿十分之九者勘出令塡但不堪佃田聽除十分之二其租一段穀一斗五升町別一石五斗皆令營人輸之とあり式の時ハ五分一の納なり自後に到てハ天運漸く澆季に

傳て世の事弥文に流て事愈乱れ國用度く蹙く樓飲の俗起るに及ぶ始慶雲の頃より唐國の制度なるに倣ひ玉ふこゝ也出来て又事に拘泥なくしてゆまめきて　皇祖親戎装をめしつゝ詰問治るの天威を以てさしめのめでゝいこじき聖代とゝろへ玉ふに似てさしめのめでゝいこじき聖代とゝやせし後に及ぶも將門純友が逆儔東西に敷きまゝせしハ時運の出るゝ所とハいへども上文華に流て武事を次とし朝憲の海外に震ぶ所ゆえなるべしや是に就て世の訓りさなどもゆ多くんに之を當世に弱むべきなるべし抑文を師とせゞして武を崇ぶ人心の決對ハ必武勇より發出ること多し但客氣ばかりにて道理を學ばれ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

八重垣勇ましく犯陵の衆を覓かれば、かれ又文學の
ミを偏ぶ懦緩辯僻なる大事を露がさし中昔人の
ふるくまぶ武士の弓矢執る家に生まれ沒めぐる行
ハせじ勇士の義を重んじて恥を志量分を報して名を
としめるとぐ誇とふふくふくみ乃気象慨かる
軍ハ武士ちりおよ善道をまりたる孝を存ぶ忠ハ
きるのやうまうてんくられ智仁勇ハ天性ゆ備るとを
を理と知るを汁みてを業にうとられば書も勇を修まが
うし王室の式微ハし頃の縉紳は多く武家より昇進ま
なるを以りて平治ときに風雅ゆさへ物の事ぶ
宇士の猶帰ゆ軍ぶちし水禽の羽毒に艱き京までと
止ハどを忘られし比んよ孔を畏るうとハ為られども
平家奢侈の中ゆ長ふり旦ハ弟てのの所作文業まるに物
ひ義氣の涵養厚く武事ようとかりゆ為ぶ武ぶ
之と在昔ゆ考るゆ上天子の御身など雄偉しく洪平ふ
して玉辮乃動止を武夫のおくく内寇などわのいうら
陳くまるく天の永命を長くめでたかりけると
後鳥羽天皇文學も優ゆおはせ上后妃宋女をさ亥
玉ひ壽永ゆ竟剣の沒めりと惜ませられ釈かるる刀をさ
一造まるひ初て西面の侍を置ハ皇威の陵夷を歎

かせるひ北條氏が不遜を誅鋤まるとの驕奢ゆや
出まんちうるを常時のゆ沢しくさるるものゆ帝の武事を
習い給ふハ名分ゆ懵きわぎなれバいふゆたるどを夫ハ
條氏覬覦の禍心を包藏し源將軍の後世をみるまで
奸敎しおのも權柄を奪んが為帝乃愛しまふ者の所傾
と奪ひ遂鞭を引出しいく其後君ゆ出んと密謀せし
不ぐに帝既ゆ征討の由を義軍ひく義時弟て存もる事
也と云て直ゆ兵を發ひ京ゆ攻上まるを知ぶ
唯し天子親ら鳳輦を風して攻下まるをんゆハ弦を
鄙胄を免て濯を斧鉞の下ゆ誅ひ知しらるて
せめて日本寃ゆ思ふるべし平後建武の亂出来て
晨ゆハ南朝ゆ臣事し乂ゆハ北京ゆ覊縻せられしく
と凡ゆ酣あるとしハ幾をまかりるされバ太平記ゆ太
塔宮勅答ゆさせ玉ひて回此時上威嚴なくハ必暴慢
乃意あるべしされば武の二道回しく立て治むべき
ハ今の世ゆ臣若弟鬢梁衣の解ゆ飯し虎賁猛將の威
と於ば武ゆ於て朝家と全せん人誰ぞやゆ何ぞ
ゆ帝足利氏が逆を信しまひ斯人を
要しまふらをいとくに惜き事ゆ為ぶ當時の忠賞行まん

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

みハ楠中將と第一とし次ハ新田義貞とをて廣義なる
義しと論ハいたれ共ハ義貞さしてこの武將
よておはしられぬも勾當の内侍ハ佞と詐て大事の樞
とたゞしくるを勇斷なきよ似て軍功空しく後の諫を
おきれし楠正行の高師直が吉野の宮女と過出しこと
と遁付て取返されたるうハ敵ハ感ハて其の宮女と西行ハ
行うしと武人ハ古ハ心ハ何をを況
にし俗の契と弦びいべきとて固く辭て受給うぎりし
ハ義貞の法とハ無偏なる忠孝の道義と守まし忠孝の勇烈
なるべし文人世の悅ぶ所ハ奇怪甘肯ふして富貴の厭
ふ所ハ學問演武なり故ハ治る世として從容とのこして
武事と急りぬ進ばず士氣逸豫ハ安して徒の遊藝ハ四と
曉うし筋骨と勞し心志と困しるとまく奢と好ミ質
と尋て風俗日ハ頹て奢侈ハ新と固ハ
節倫のる書まわ〳〵とし 時芹とハ
易きことのめて我と吾因志乃交ハ
ハは其人乃風儀を新しきハ
ら世風ハ移ることのまてハ君上と作
給ら吹おろを風のごとく禁の令
でハ爲きよて人君佞臣生ることハ
ふ浮華世風ハ加ることハ
然と節を爲めて貧素と弱ら事
奢風流ハ有れど安ハ
節倫の政ハ費用の起るを防く
ゝ中ハ車ハ為輪乃出ゝ
中ハも文ハ漢かきを學ひ道理を
ハ為る人さへ是ハ明ハ
第不中ハ世乃ハ道理ハ
第ハて一生と全く佞の事也武
長し不中ハ人ハ上の寵配次第ハ
る乃ハ中ハ以下ハ押為て
道理ハ為る人ハ分ハ
出世ハ新不中ハ技藝と等ハ
く未練さゝ遊從ハ自然と
為ゝ為く之其好ミハ所文と武ら
まて人の風俗ハ二ハ乃通ハ
巢奢風流ハ為て果ハ情弱の
ハ人ハ風俗と為て我の風俗
土の風俗ハ俗ハ中むり位の國
ものせゝれしハ俗ハ餘ハて世
ふとも為ぐし

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

皇國　推古以前數百世文字もなく禮制を傷らざれと
を其世の人から乃ちそれて世を爲は治ると雖は天地の肖
ハ自然乃人通あり て情實よりかちしがゆえなるべし
就中　諸尊祓除の功化より清淨なるを尊ぶ風儀
なて死穢と忌とふ乃俗習なり 亦西土の人ハ
不潔なるを多く浴らるを嫌らるて時く尺布を湯を浸
しは膚と拭ひふくのみなるの或ハ厠と洗へ食物と繫ゆる事
なるを行り或ハ脚布盤なて菓子と湯へ飯と
彼の去くせるり亦　邦なてハ飯皆と撰擇なる廚
より出てなるかつなめハなく多分も
る事なかし又唐人ハ冷氣なく多辮より血のいげ
を見てハ悸おのくき友律の死しなるを慟哭なぶ
ハ彼ハ愛情の厚やくふなる其殘恋性なるハ日本人より
重いとくまるりて人と輩もるを
ゆう朋友までなも連累つなる事なり三族五族
重或ハ人と惨殺し車なて裂などの刑罰あり史紫蘭
室なて久しけ也ハ其香と覺えぬ鮑魚の肆と常住を
就ハ生臊と忌るの祭なて生風習の
よしとも性とるあるまや我　邦ハ
もぶも快くせるなる彼ハ馬牛と嚴
と常の後をし又殺

君を也殺して也とを其ぶるハいうなを南田氏曰
西土の風文條ありて武学なぶ原史なも殺孫して事機
を行やまてるを去くあまくなるして
しくも也嗜なるを尊る唐人ぶ也日本人く力量拾て日本人なを劣る
も負て怒とるん南見錄曰唐人
去と学沼なり彼地なてを日本人一人なハ七八人を出
る擯て汗を流し大息を吸き
傳ム憩息なり迫して驚動寛慢
ちるされハ亦風土俗の変なるの
ふありとなるぶし性なハの生
ム出て学級思慕の情ハ名目又第ム掲るおとなしを
やしき学なりていなれすはれ眼ム黄色と悅ハ第ム色
ふなきぶがくく女の好と見て行ぜ為ム悅や目乃寢
思い迫してを去くとなはハ彼ぶ生立なる所うそお
文子乃恩愛思慕を我なるぶ厭然ム生立なる所うそお
もしろれざて法まく多き人間ムハこのん或ハ法つ
まえム或ハくせりなるわる去
心の根くよしなるなるなるなるなるなるなるなる
ゆうぶ孫ぶ市しるる性なて也ハ矯てを正ムなるめ時ハ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

下賤は敢さげ奉りて上らるゝ人の仕業ともいふべきなるべし又礼儀とゝ[illegible]人情はまづ[illegible]ふれ[illegible]命とも[illegible]ハ互ひ[illegible]とめて[illegible]ハ[illegible]しめ[illegible]の[illegible]ハ[illegible]

[illegible]蕃人ハ[illegible]ぶ[illegible]ハ[illegible]猫の性[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ぞ[illegible]人[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ人の情実性[illegible]

せやうぞと策でたゝきつけて[illegible]日本人に面舐[illegible]

礼儀ふり上下男女の差[illegible]ハ淫と婚姻の[illegible]日

ハ吏[illegible]ハ恋[illegible]

きいもれぬと義公乃言ハ[illegible]

てをさは敵[illegible]られぬ所は思れ[illegible]

しといふ[illegible]を心カ[illegible]

この[illegible]乃佛[illegible]ぬ[illegible]

[illegible]時[illegible]事を以[illegible]ざれバ[illegible]上ハ[illegible]

[illegible]の[illegible]ハておきへつ[illegible]ぶ[illegible]

て禁制刑罰ともいひ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ぬき[illegible]

心減に賜つき[illegible]を百[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ

護として百十万一の軍賦を輸すと高經の執事たるを及び文を含ませて二十万一たらしむ是より諸国を法將を以て將軍家譜を尊氏使細川和氏監諸國租税之事和氏悉押公家之領地以為武士軍忠之食禄於是師直等私領皆做和氏之所為摂関大臣以下諸公家皆到師直宅歎訴之尊氏直義聞之僅分授領地を後文禄四年豊太閤九條法制の中に天下之賦税三分の二者地頭取之三分の一者百姓自取之蓋さよりん賞の田賦は田一段に稲一石六斗栗八一石二斗を首として村の位次小二斗より小賦又たる村の畑は村

乃畠より一斗下まで賦る也其賦集の斗は其の斗寸法内矩間方四寸九分深二寸七分にして栗を以て斛とす

斛は一石五斗の租賦なり中古よりは僅一段に一石六斗の税欲を要する一段に十あるを以て一町なれば一町の一ヶ年なる一段に一町賦よりも一斗宜の租なれば一町に付きては十四石五斗なり

上への益丸也蓋是は山城布の調庸を租とせしに後には是の物を取るの賦なれば年毫の賦なり○孝謙紀寶字二年

勅曰吏者民之本也數遷易則民不安居久積習則民知所
從頃年國司交替皆以四年為限斯則適足勞民自今以後
宜以六載為限省送故迎新之費按王制云諸侯聘於天子比年一小聘三年一大聘
五年一朝朱註謂燕賜厚而納貢薄納貢從薄不匱其財也　承久記曰　日本國中の侍
ども昔は三年の大番とて一期の大事とせし所従眷屬
なるまで是を嘆とせりさるに力をつくして一時は
ありつる牙つる蔡笠をかけ徒跣にてありしと
いのり京の漸直は財を費し後は立ちかへりやう
に貧しくして帰國せしといつり式書よむり遥倉より傳
也一年にして在國三年の限秩ありて三度の出息をとる

一年參直の費給と支よ浪よは三年の出息とて一年の
調度と償ふくまりてなる一年の乱世の物は百姓
業とせしがゆゑに山野は遠邑て山冠師とまして人
を掠劫うばとりていてはくは貧しくして課數一揆を企ぐ
きやうに民と為て苛政をより苛法を重ね
ば物を生し物を抑ゆるば怨恨を衝て乱を為ふ出
家の仏地を押へうばふは唐の樂天が養鷹篇に飽
きもしらば飽きもしれば別ぶとも人事をはたらたるを
似て知る二義四の術をいふべし治は無化の亂に入て
是利民の世を治るまで生民の塗炭極まりまるして

金革を衽て風雨に櫛ぶる將士の辛苦を撫め國
城守るの大事は要ゆゑ世は武功を建て手柄を堪
ふる者より貴ばれし又戰ひなくして農業は一日として
休息なくつゝれども戰士人の分と自又は爲業
戰陣を厭ひ怠惰は此すれバその報酬懸隔あり世間より
治安に屬すいへども士類の輩田地ためのハ上に
墨墨この祿給て扶持せらるゝ者おゞて上の恩徴なく
弥急なして農夫の勤勞に就ハ軍國に變ずるゆゑ
是を兵農二ツに分て治乱俗に異なるの有さ
ゆゑ況や大化紀元より享和改元まで凡一千一

百五十有餘歳を経て久しくつゝしし今代邦君文武の職
を兼國民を子育せらるゝ仁寛に大家威德の至重兼平の
極とも次第し夫氣運一たび變して前代の礼樂復用う
べきゝ況唯南方の弱地知ぬ民各を和をゆるゆ急
るハ為しらしさゆゆ

取箇和訓栞取數の義なるべし故に箇の字を用う郭註に
箇ハ為枚數とあるゝ或曰取所なり今之を所務
とゝ云所と書てかとゝ在所と所務加住處と須賀かゝ
云の例なる今按に即取毛とゝ云ふ取毛とゝ云ハ布て
ふるかゝ

取毛毛ハ穀なり諸國風土記に幾毛田幾毛原の
事所りとゝ也年乃稲と実毛取ゆゑ

賦

稱則俗ヨリ田ノカ
ヒの貴賤などいひ田と代とを後ヨリ歩代と音ヨミ
定代むかしハ
高結絡貢の繼
結合と云
定代と定代と呼ぶ古くよりあり
三島神社ヨリ神領と寄奉らるの状ヨリ可早奉
免東鑑頼朝卿伊豆國
大明神と又御領乃貢可敵免三分二ヲ
免敷地三島
紀曰高百石の田ヨリて米百石收と直実取
免也日次
あり百石ヨリ五十石收と納云○箕氏曰上田一斗
十の取
八一段三石や此歟五石増ハ
一石五斗あり
反の言云云五斗五升
料ハ五ツの取四分取バ
四取ヨリ地ヨリ田云云元留不田あり故ヨリ免歩云云免
ハ以義の紀ヨリ作云立ものハ出米のまゝヨリ元べ
きと云云免して五分取ヨリ元分免して四分元となる
免と拵つり作バ四年ヨリ定代減さんとと免と作云い
ふ孝謙紀ヨリ免三年之
田租ものゝふ云ものり
税則文献通考　等則大學衍　科則明會典

蕃名

むりは田穀と納と取と云庭訓法米ヨリ取帳と云ハ
その元納帳ものり文治年中の田ヨリ畑ヨリ取帳とあり
西土ヨリて取帳と税籍と呼ものり今取箇ハ変ものまで
を作の仕方ヨリハ古の遺云あり田作十刈
作計畝と作いて取歩も高也村方を伝て作
ハ却て徒義ものり○高結ヨリ蕃法と云ハ却田合ヨリ段地獲
稲五十束束稲蕃得米五升也と納りて一束より穀一斗
蕃て五升の米と取と云乃穀と云既ヨリ前ヨリむり
ハ一統束稲ヨリて納め米ヨリ蕃て作程ヨリ云
蕃法の名あり凡田方六尺と一坪みして三稲と刈歟一

升と舂て糙米（ヌカ）お俗（ナス）ふ一合弐ハ五合くらゐ大概ハ五合
なるしなり俗ふ之ハ米（ズリ）ゑとゝ云されバ田一段の成稲（ナリイナ）一
歩一升積なれバ粃ハ三石六斗書ゑて一石八斗ふ
是持統紀ふ田租口賦（クチブセノツギ）とあり一人一人の賦（ヒトブセ）なり凡一
年三百六十日なれバ一日一人ふ五合宛（アテ）の食料なり
ふ昔ハ一段と三百六十歩ゑしふ仕官の稟禄（フチカテ）とも一段
の命とゑふとも云ふ俗ふ便取段（ヒトブセ）ゑとも此書法なり也
ゑなり固本録曰一升毛一坪なる是と定率（ギヤウリツ）と云一升毛五
分取ふ七斗五升也九合毛ハ九とゝけ六斗ゑ書也
七斗五升九八合毛ハ八とゝけ六斗也次第ゑ七斗ふ

合歩なり又中田弐ニ下十三なるハ云られふ六斗五升
下田十一なるハ五斗五升右いづれも九合毛ハ九とゝ
け八合毛ハ八とゝける但之法言ふ五とゝけ一升毛乃
九果なり○又取箇見賦（ヒトブセ）のゑと石賦とゝ云米数と粃（ハカリ）て
地の位と斌（ヒロ）と粃（モミ）と量（ミス）ふ賦て租米（ナヅノコメ）決定の名なり上田十
五賦一段ふ一斗五升中田十三賦一段ふ一斗三升下田
十一賦一段ふ一斗一升下田ふ九斗也上田の斛盛一
石五斗この穀（モミ）一坪ふ一升なれバ一段ふ三石なり実慧
ふして米一石ふ斗と云体是とおゝ納ふ一七斗五升
の成なり是ハ一歩三百歩の積みて云なり四公五民

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

の時ハ右の一石五斗より四ツ引て六斗九ツと云ハ十ハ
割てハ公税(ムネイリ)ハ六ツ民(サク)ハ四ツ渡(ワタ)ハ海(ウミ)ハ三ツ渡(ワタ)ハ
海地の時一石土(デイル)ハ土ハ十分盛(ヒ)し一石計ハ
ハ十二盛と名付此九箇の法ハ
何も公ハ六ツ民ハ四ツ渡ハ一ツ
ハ九箇の法ハ
ハ一
ハ上ハ渡ハ下ハ渡の法ハ
ハ
ハ

糞代を上方は銀二十匁程あり冥加金一分計かふ
らいて是を上方の達は是を冥加東まて上畑の反は
中の取より沒もるがゆへ上方と同様に取穀をとられ
中程の達は宵等の中なるに取穀をとられ
し然より上方百姓は他より丁寧ならし他方の他は大形なる
よりなるて出地乃罪とは是を免捕亦名を除し罪
東まては少免除されバ下くのろい言乃ゝいて耕
作より外を入を免丈免高くあらバ一しの分て作より精出し
免し冥加は田畑多き村は百姓多き
村方の稽古より是上方冥加の達とは上方の田畑
田銀納の時銀三百目あらば石より三斗の米と石は八
斗の米丈とを引相場四十目あれバ信より元米一石とは
米壱年一石一斗一升より五十目とかけ其より一石より
割とかして一石一斗掛六十一匁五厘とあらとして
宵銀三百目と割て百石九斗一升
宵合の元米九出とあるべし
て段別十町あり内五十石此段別
十石此段別より五町は私領あり是より甲乙ふ是あられバ

越石は為し一方は不是ありて是不是の方へ御領より
私領の方へ米貢は佛料より拵して越石と云村より村
へとさして越石と云又佛米地十石分村と云地より
御料の方へ或は四石三石迄と出とも越石と云越
石は物産計にて高掛法は出ぶ○税則の陸奥と
さと先生村の上中下乃三等と就次より地の上中下乃
三等とみあらし国て定代の高と定ると地へ肥瘠
生村の風裏海陸の運輸都の遠を又い麦粟の品為
して楚黍の豊と紡と糯粟の等物を宗保して附穀の
程度儀風の秋跡あり換より雜へ定むる為事を凡穀

ハ多く成熟易き地まづ次に撥ぶるなり
て始終附穀を定むるとなり又年ごとに不
熟まて水旱等の災なき地にも災の多少を審察し熟不
熟の年數を計て年中ふと執て附穀を定むるとなし
とい[illegible]又穀ハ格地の後帳上ふく漏ひてを[illegible]
となり然ども波此土宜を較考てよく附穀の多少を
[illegible]て応次定し平壤錄云秀吉將薩摩田地丈量起稅以京
倭攝之至於肥前肥後是謂文祿の賦法なて其ハ村里
の上中下を四一段を某一斛と租とし市地ハ一斛之
計を租とし次但上中下の差ハ里又宿所ハ租ふし莊屋名
主の此

きを是一段を[illegible]某一斛元の賦と烟高を加へるの
法なるれども今ハ治革等ハ拠を延喜
主税式を五畿七道の諸国大上中下と分て之を四方を
那里遠近中ハ制ハ凡諸國貢調庸者越後佐渡隱岐三
國並限明年七月長門國限四月伊豫土佐國限二月是遠國
自餘如令其陸奥出羽兩國便納當國西海道納太宰府
其出納帳並附正税帳使申送と雖後ハ令とハ[illegible]又書禹貢云
百里賦納總禾本全曰總二百里納銍刈禾曰銍半稾也三百里納秸服
半稾去皮曰秸四百里粟五百里米註粟穀也内百里為最近故并禾
本總賦之外百里次之只刈禾半稾納也外百里又次之去

藁麁皮納也外百里為遠去其穗而納穀外百里為尤遠去其穀而納米益量其地之遠近而為納賦之輕重精麁也是らしらしよ界の遠邇とともくに民の輕重と參定しなる國語孔子云先王制土籍田以力而砥其遠近賦里以入而量其有無任力以夫而議其老幼とうつるおれし田分面土の田税八諸省各要ましの厚薄肥瘠よ依て收穀の多寡税課の輕重各一定もしむ也とうれども大抵元法よ則ましらしらしうり十八史畧云元以耶律楚材言始定天下賦税上田毎畝税三升中田二升半下田二升水田一畝五升高税三十分之一五戸出絲一斤以給諸王功臣湯沐之賜塩毎銀一両四十斤永為定額今浙江一處の田畝税畧ほよ上等の田八畝毎ふ穀四子と收ましとうつるふ糙米と做ましと三石納望銀三錢納米五石ましとうつる中等の田八毎畝よ穀子と收ましと五石糙米に做ましと二石五斗納望銀一錢二ふ納米二升ましとうつる下等の田毎畝よ穀子に收ましと四石糙米に做ましと二石納望銀一錢納米一升ましとうつる

星凡唐山官府よ用ふる部升其徑四寸三分有奇深二寸零五厘有奇まして是一升と盛の量也此方の京量とくらべて計に五合八勺四抄七撮ちがいの実積あるを故よ唐山の一石八此方の五斗八升四合七勺よ當ほり條八量の部よ詳あり

右三等の田地收穀并よ課税と此方の畝法升法よて一段乃穂ゆして算するふ上田一段よ穀京量ましく六

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

石一斗二升穿磨して三石六斗五升を納め五升一合あり中田一段の穀京量にて五石一斗穿磨して二石五斗五升を納め二升減あり下田一段の穀京量にて四石八升穿磨して二石四斗を納め一石七分四厘餘米一升五合餘あり

是即我上世延喜式の受納の則と今一つも今之と上世の推移小漢興てより秦の変法書と焚き斂我重し

之民と思ふもし貪かるべからざるの或政を深し或兵我起るべからざるの或ものと称し乾を見反て秦乃運二世小学ぶべからざるして自滅と招くべき所なりと知る漢乃祚

我漢の初めに租斂の軽きことと三代といへども又慚ずる

ことあり周公謹云自井田之法廃賦名日盤民幾不聊生

獨両漢為最軽非惟後世不可及雖三代亦不及焉自高惠

以来十五税一文帝再行賜半租之令至十三年乃盡除而

不收自是之後守之不易重之以災傷免租初郡無税行軍

勞苦者給復陂湖園池假貧民者勿租賦又至於即位免祥

瑞免行幸免民資不滿二萬免而逋租之民又時貸焉何與

民之多耶此三代而下享國所以獨久者蓋有以也文献通

考云賦税必視田畝乃古今不可易之法三代之貢助徹亦

只視田而賦之未嘗別有戸口之賦蓋雖授人以田而未嘗

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

別有戸賦者三代也不授人收田而輕其戸賦者兩漢也賦
之重者已不可復輕遂至重為民病則自魏至唐之中葉也
今清の明ゟ代ゟ蓋亦漢の租法と畧相似ゟ韓事品彙
曰胡解ハ毎年都要ゟハ道一敬差官ゟ〻役人ゟ差
ゟ〻て田地と見ゟ〻ゟ〻四年ゟハ年貢用捨ゟ運上
ハ十ゟのてとれと生敬差官ハゟて公道ゟと擇て云
付ゟ也集義外書曰　本邦王代ハ〻ゟ及ゟて武家の
代と成ゟと貢法ゟ用ゟ〻ゟ古乃制の殘ゟ事ゟ而ま
れゟある成ゟゟ十一の貢ゟハ過ゟ　日本紀土地ゟ
ハ井田乃法ハ用ゟ〻ゟ〻ゟ　日本乃土地

の損成所ゟ〻ハ皆貢法を用ゟ〻ゟ或問今乃製ゟ四ゟ
ゟ分ゟ四ゟゟ四ゟ地ゟゟゟゟ今　日
本紀十一の法成用ゟハ大ゟ中ゟゟ武士ハ一年
を立ゟ〻ゟ却て孰の端ゟゟゟゟ答云四ゟゟ分ゟし
て一ゟゟ貢ゟゟゟ四ゟ百姓ゟゟゟ云ハ上田ゟて五成
入ゟハ用ゟゟゟ水成落ゟハ畠ゟ成豊作ゟゟ
来て田畑ゟハ年貢ゟ成ゟゟゟ也中田ハ六ゟ百姓ゟ四
ゟ貢ゟゟゟ下田ハ十ゟて二斗ゟ貢ゟゟゟハ斗百
姓ゟゟでハ立ゟ〻ゟゟゟゟゟハ農と為と一ゟ
ゟてゟゟれゟ〻ゟ役ゟゟゟ民ゟゟゟゟゟ武士ゟゟゟの

地士といふものゝだんゝあり後のごとく城下へ出く
屋敷をあたゝぐみたゝかはあるまゝあり士と民とをとられ
ずして十ゝ一城出しゝりおのゝ士城持する初行そて
いゝぐゝゆゝゝ恭倹質素にして弱者をけまぶけいえ
ゝしナ一みてみちゝゝゝゝたゝ民とゝられてせ
城上より城持するゆゝゝり知りといひ城持切腹といひ
てゝくいるゝりナ一乃事ハさて知れ十ゝ二三そりて
を示豆農ゝ兵ゝきゆゝ示民奴僕とゝてゝゝゝゝ
いやゝゝゆゝゝりゝゝ示農兵乃風ゝゝて後ハ一図とゝゝ
るといふゝゝと思を士ゝ民をとゝゝれくゝゝてゝゝハ

地代まりにしてゝる愛し○或問農民生業ゝゝゝ婬逸ゝ
奔走ゝ示自然ゝ不離ゝゝゝゝ律令の立ざゝゝゝ
といふゝゝと麁然ゝゝて天下流風のゝゝゝゝゝ示
屋の白民初舎ゝ出て出活(スキハヒ)とゝゝゝゝゝ安んゝ見ゝゝ農業
おのゝゝゝ力ゝゝゝ示農田ゝ農ゝのゝゝと通て出業(デキ)ゝゝ
ゝゝて業と勤め仕内ゝゝ人民とまし茶蕪と無ゝし
むべきゝゝ(シヌ)ゝゝゝゝゝゝゝゝ合日國家と經濟ゝゝ者農業
の基本と勤むゝに高ゝゝゝゝて仕内おのゝゝ兵之
ゝゝゝし法内倉修ゝ祇て力行ゝ踏き流風ゝゝれ
どゝゝ人ゝ本業と好て農事ゝ力と尽ゝ献(ケン)ゝ新門ゝ出

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

て手を拱し游惰の生を好ハ是一端の事ハ
情ハ別なれども安しなれば体ハ苦しむ行を本業を捨て別
ざるハ奔もや近来諸侯の家用弊の不足を賠ふ俄貸
倍徒て大賈巨商のみハ俄伏せられ止むを得ずして
百姓ハ衆欲多きハ百姓力を尽して業を勤むるも
常ハ奴くうて唯体寒を免ざるを苦しむと思ふ因自然
と都門ハ出て貴家の奴となりて快き人情の習ひ
なるハ如何ハ百姓と哀怒を子のごと
其業を勤めて有産あり有産ありて後国内の人多く
て所場ハ奔ものとなるで一村の心を合力を同し楽土の

地を造ることあれば後ハ数て外を求ん其国中山野河
海ハ由て地力を殺し国ハ益ものなり人ハ助けのみとなる
きハ先始ハ財と費ハ多く新開を興行して田畑を充給
しめ百姓安堵し歳ハ倍増ハ及ぶべきハ雖
他者を以て都門風流の俗を移り移り嗜して千金を
穫ものハ誘薦を人々其所望ハ蔬菜を土を耕るの動
情なるべし次第一法度の家風ハ領主を本として都
門を求ものハ人々道を学び第一ハ都門の風領
国ハ移すべ程度日を重ねて長しめねハ作家の風都門ハ
移すべ質素自然ハ移る都門ハ文代して久しく在ものハ

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

爲ゞ〻ゞ之るゝ夷子幼より教門深宮婦人の手に長
りて俗務に物事外觀と事とし心奏(マヒ)て内熱し我が心
の民情形骸辛苦の俗なりとゝ五穀雜へゞ四辯動ゞ逢
に書と誦し過(ヨホ)れば揚〻自得に早く嬖臣頑童左右媚戲(コビタハブレ)
まて金を痴と蓄成し適(ミヒ)英特の資(ムヒレツキ)あるも一〻び國政と
執んと欲して外事の政と独ゞ〻ゞ物態人情と解ざ
れば目前の苟且と勝〻〻日弊ゝ〻ゞて月弊あり月弊は
さゞ〻ゞ〻ゞれども歲弊あり累弊年と積て皆不便に
つまり外内挙て空虛あり是前に不潤基本と動(スム)に意
あく皆俗に纏徒(ツハサル)ゞあり抱有志の法度曜然〻〻て

成形圖說卷之六　二十九

左右世官の國に養ふまと境に係る處士浪客の世故に
老人事情に幹ると因むと敬まれば外國輕視して一
藩指揮と交ざると悔る故に人主は先吾　邦の國躰と
知て外内の民情に達し自然の法律定規と立て基本と
なゝ〻風俗の正しきと先〻〻べし但法律は一代に立
て古の律今に外〻ゞ〻ゞ〻ゞ

うの新恒公劉備ハ其智管仲諸葛亮ハ如ぞといつて
賢と用て國と利するハ我の智なるが故なり○是皆ま
ものていつべきおいとなら管子晏子だいときの智を能用て
天下國家の事と治めといつまハあらざるべし況や後
の是等の事と紙上ハ議するものゝ漢籍のうち義理
と淺わうちなまぢとて天下國家の事と我掌中ハ
うえまくおもいちんハ淳場所の外の上さいべきもの
あるじ新井氏の書いるものハ学問の事ハ佛ハ謂つけ
やき又まて行ぬ東坡のいひしおくにてその事
久しく實通ちんハありがたし叔世にもう後しき道

ハ行られぬ勢なるとそれとかぞ行もまくえいちんハ
腐儒よりはるかに愚者の人きゝんに孔子大聖さくそのは
らまして容られずして道の大なるとそこるとと顏淵と
いもれし道の行るとそいつまハいづまの世とて行るまし
きまハ行るとも世ハ行むいとハなるとあるとぬその勢わ
ま一世羅ま世いうまあらそもいふるハいちみも行る
べしとあるの行ぬハ如ぬ憂ちり世の行もあハそれま
でのすあるべし人の憂ふべき事とちふるが代りて憂
へんハいちあるべきぞたゞくく人の是とふしはまと
ぬもんのハハおのれが為の学とハいつべきぞわ

ゐき事せまじと始めしが是まさしく心の道ふしてこれ
ぞくのるゐ〳〵ぬ学ゐらべしまさしく今日の学びも先
よう〳〵ぬ事の方に有やうやとよく〳〵ゐるうつべ
き事ぞかし夫老列荘諸氏より始て佛氏の学のおもき
明法の事よりいろ〳〵ぞとはいつゝべら〳〵べされど天下國家
の事の大法まむてハおざなの事のごとくにて毛
獨りとなりけるよ是ハとあらうもむまる者ハいひ
し管子のおそき區〳〵の術と捕て天ひ清度と九合し毛
功ハ孔子既ニ仁をもて称られき今も毛書とゐるよ政
事よりひてまうるべき事なきみ〳〵も〳〵ぞ器子の書

と亦これ次事もされど孔子の学ハおける門人つる
ゐ従事せし業ハ詩書礼楽の道ゆやに仁を問ふれをもて
まあし又邦を治とのゐ韶舞をもて答へられしこゝよ
晏子ハ時の賢大夫〳〵称せ〳〵とあるとて孔子の事をバ
禮楽を事とし驕奢のものとを君ハいひしあ〳〵むこと
ハ晏子禹の道を宗とし俗をうつび一狐裘三十年共
性の近き家ハ俗やふるとそ〳〵べし夫天子清度卿大夫
士庶皆〳〵倫をの〳〵宗とし礼の節文あ〳〵んハか
嗚濛未判のせまを仰〳〵べされ孔子の言ハ周公の才
美あらとも驕且各なるハ観ゐ〳〵べそ〳〵ことの

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

驕ハ奢侈ニハヒヂヒ人の氣ニ高く揚て人を凡下し馬の
鞿蹄(クヒハミ)の氣あるごとく世の人はなる病あり是
うみも其病にうん時ハ身ごとしてさくしたより上へはを
のゆかぐゝき性生氣にうんよハはしてしたよりものそば
ゆきるべうんさて又桀紂のごとき世の暗主とんは
ゝるハ誤あり其智は諫を拒(ヒガ)ま是ものとゝえ秦始皇の
如きも十三より位ヨ即(ツキ)三十ヨたるゝゝ初ヨ古國と
あもせられを習ハ醒人を侮られしたどのすして政事
も一意ヨ一斛の上書をゝゝられしとゆへしられたど
強氣なゝもゝ己ゝんを師ゝ師ゝうてを師ゝもを點首

と愚ふし刑罰を嚴ふし威武をもて世を治むべきと
のゝわざまて志ゝも天下の財を府庫ヨ聚(トリ)歛(ヒロ)められし
ヨ一代の功をむ多しくしてさなどに倦せられし天
ひと二世あらざるに失ゝうられを強と者ゝのか
き所あらざやされバ國家を治め事業を勤ゝんとお
もゝ先經史の類を涉獵しを古今の當否を鑑ゝべし
世の誘ヨ歷ゝハ大學一書まてよし四書小學まて孫か
ゝ書ハ西ゝ志ゝうべゝ眼とふきぶてハ物の
氣ゝるべき理ハ方ゝヨなき事也或曰管仲晏子(ヤ)視て
治術を法(ノリ)ふにゝゝ方ハ仰ゝら夫齊管仲乃功を與(ユ)

るとあらばば唐魏徵の迹も不義あらざるべきかれども蜀孔
明はおけるひとり二子と比較はばるべきかは昭烈帝乃復
興せるもの如ちり仁と謂ひ今新野子ら桀紂不逞乃
資を輩るハ為ヨするの言ふ〳〵其之を放伐せる乃非
ヨ及ざる蓋所好ヨ阿るあらざるや且彼ひとの記載同無
稽ヨ出るかゝらば豈論定とあらるよ足らむ耶何そさら
にかゝうつざる佐久間文明曰夫邃古者邈不可言可言
者堯舜禹湯文武周公孔子也儒者謂先聖而尊信者也而
其制治之初見者唐堯也堯之治天下也舉舜於側陋試旃
於百揆而遂讓天下是舉業所由起雖安其世然萬世之亂

階也其故何者惟其法傳而舉舉者非其人也且三王更作
崇變更貴建明爭端斯肇讒妒斯兆小人多善人少常也善
人朋少小人黨多故善人多不得在位小人常在位易相或
以年或以月甚至以日後相者舉前相之非欲更張以取稱
譽故法曰更政日紊偶舉得一賢百不肖並進賢者常以避
孽為力小人者常以害賢者為力自非聖王在上則下常爭
然聖王不常出雖欲毋爭奚得哉故居亂常多矣舉業者其
初志既在宰相公谷懷覬覦之心人心之動騷亂之本也是
非舉業與貴變更之所致乎譬舉業者若天之下墜地之上
浮中間甚逼人各謂獲上也天涜地亢不亂而何傒焉管子

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

所謂四民四處各一其業見異物而不移焉定其心志之術有故乎然則何以治天下也我邦神聖皇帝以知聖賢不常出故不取賢能公卿大夫世祿官人世家決不取諸於庶人除官以秩一建純粹之法而使世世守之不變是以臣無爭下無企望之心以不變更政不紊雖君不賢臣不肖以一率遵法後王之政先王之政也所以恒治安也以法與以人之異也法者常存人者不常賢所以我治彼亂也是以建制之超軼於彼可知矣彼邦建五刑之目加以笞法雖公卿大夫或斬之於市或尸之於朝朝授相夕謫之夕與金鐵朝笞之條理煩冗纖法蛛網舉手觸法搖足陷罪刑愈多犯者愈

多其醜至宮刑谷我邦也公卿大夫罪不過竄錮庶人之刑二放逐與死刑有稍二三差等耳且以公私二條判之犯公法者不赦私者暨小過者措不訊其親戚規之而已故刑甚少矣不似彼邦一朝而殺數十百人之慘也是刑罰之制超軼於彼矣其佗至冠昏喪祭之禮食飲器物之制咸勝彼矣要之我制貴簡易彼制貴繁密簡易從繁密易惰治國之原不出此數條而悉軼於彼非歟堯之讓也雖出於愛民而大圮大倫矣國君死於社稷況主於天下乎雖非受於祖宗之天下然天下重器以天下比之敝蹝其本既輕矣宜乎後世生企望焉惠民不如有常之大惠者小也有常則民自

安而惠在其中矣以惠民却詒孽于千歳大矣堯之過我
邦學儒者亦為世計或為識字聖人之道者治天下之道王
者之事也以治天下之道為生計其素違聖教是擧葉之蝨
流逮我　邦也文人詩人暨志博者何訊才稱儒者衒口說
仁義說治國平天下見其行不掩其言行無過者不免常人
凡俗不識一字而有謹言馴行者既出大言而與此侶為伍
亦非可恥之甚邪且云我　邦之治安由彼道之行矣不識
其實而妄矯誣可憎之甚者也我　邦入學者凡七八歳而
就師學法先素讀畢四書五經或止或聞講說少辨字義雖
長老之側說心法說仁義矯矯驕慢盎于眉間雖教風之所

致大不好之事也而非逐業蹙然更轍不趨弓馬劍槍或田
獵或博奕前所學者一朝而悉灰矣纔以知角字比旃拱璧
故世人以為童幼之具是以倡之者一國而不過數人言之
者不出其徒之外自公卿大夫至士庶人言之者甚尠矣故
其道也於我　邦甚微焉非行也彼邦王者自幼有師傅而
教誨國有學鄉有師人各游泳沐浴於其道也可謂厚之至
者矣是須恒保其叢以莫傾壞固也然居亂十而八九易代
以十數焉而其終也變至為胡其道不行之邦者恒保叢行
之邦者曷如斯壞也雖癡人女子猶辨識焉況格物致知者
乎彼常云格物致知其格物致知者不知真格物致知與否

焉可為一笑而已彼既以百煉之道不能支其邦奚得謂以其萬分之一使我治安乎我　邦之治安不可與彼同日而語也不藉彼之道炳乎其明如火矣孔子在世之時猶不能以其道化人安時況以其糟粕乎雖然於彼邦也尊信其教寔可也比我　邦之教第二流而已我　邦之教者以歌其道溫厚和平六義之中五典自存焉不屑屑名義而名義自然行矣善明其政迹自為教人倣而化矣其教不言與言之異爾我　邦之制者素淳朴彼邦之制者素虛文素淳朴者其標自誠實也素虛文者其標自詐偽也其所隔雖一間治亂之二途基于斯矣春秋二百四十二年之間弑君三十六滅國五十餘秦漢而下至元明弑君殺親害子者谷計不可盡也所謂仁義之邦曷如此哉我　邦元弘後亂三十餘年天正前後五六十年所是為最保平之間源平相拒不延歲月如前九後三者以有憤於鎮臺盤據其封域以拒命耳非天下之亂也上古雖間有不逞之徒拒命不足煩一旅發即決已亦以不延歲月也故我　邦居治十而八九是我　邦非制治之至善哉儒云人之為人者五倫暨仁義爾以之教人人被其澤是非我道輔治哉其言似是然知以五倫仁義為聖人之道殊不知我　邦素以五倫暨仁義為教矣夫倫理者自然之道有人茲有此道非若異木異艸之始來而滋

蔓者也不啻我　邦漢土雖夷狄亦有此道其建制之純粹
與醜之異耳周之時重九譯來獻者彼素非被聖教以有倫
理故感而來也是以可知我　邦素以五倫暨仁義建制焉
請言其委曲儒道來我　邦者肇於吉備公云如儒之言也
吉備公之前者是亡教也以所生之邦為不如夷狄無情謂之
何也　神聖皇帝統御天下傳至于今是有父子之道也命
令行百官有秩是有君臣之道也貴嫡子賤庶子是有長幼
之序也百官和睦交際有儀是有朋友之道也建干支計日
月統御有紀有冠昏喪祭之禮有宮室之制有衣冠之制有
食飲器物之制事事咸簡易大不似漢制之煩冗而迂也吉

備公之前果無教也莫異鹿猪之羣居何以得為國矣彼所
宗之聖人之道者亞我　神皇之教者大異夷狄之醜制然
其道甚駁也何者至殷湯夏桀不道以受命天拯民為名起
兵伐之放桀於南巢泰然奪之天下至周武殷紂不道亦以
受命天拯民為名起兵伐之斬紂頭繫旆於白旄泰然奪之
天下其為民實也使臣云君不道民不堪命恐顛墜祖宗之
天下冀孫讓於某地以某地為食邑也湯也擇桀之親戚立
之歸臣位於亳武也幸有三仁之在擇其中立之而歸臣位
於西周也名義與日月俱明矣若桀紂不聽孫讓則以兵安
置諸於小國立其親戚而歸於臣位也名義等明矣然不為

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

之顧奪之天下是以拯民為名其實為奪天下也孟子不言
乎莫伊尹之志篡也以攝猶因其志不免篡況真奪乎於斯
君臣之道始灰矣踰墻穿穴者自居惡而為惡湯武假美名
而為惡其心劣穿踰者也可鄙哉論者云舜禹之以讓得也
湯武之以伐取也其歸一矣人之無理一胡至于此乎夫治
教之原者分善惡之二而已不善善不惡惡也何由為治也
宜哉後世無道常居亂也因莫善惡一定之分也以篡弑之
人比旃舜禹所以道之不行也聞天為大惟堯則之又聞天
工人其代之未聞以篡弑為天工則之孔子曰天何言哉四
時行焉百物生焉天者雖善生生然無心不可知之者也故

聖人懼之王者在上而育衆庶者也是以倣天之生生而言
則而已若湯武之言似帝者有耳目鼻口金冠玉衣而諄諄
命之狀矣誣謾天甚者也又曰是所以聖人之為聖人也以
為聖人之故為之是亦虛妄之絶甚者也堯舜人也桀紂人
也其行以為至善之事故號曰旃聖人以為至惡之事號曰
旃惡人焉弑逆者至惡之莫上者也而反曰旃聖人也桀紂
之惡者劣湯武之惡也盍曰旃賢人哉以至惡伐惡孟子所
謂以燕伐燕不如之也其行也至惡其名也聖人何適從縱
湯武之罪也譬其親不善而一家為之苦甚其子雖殺之可
與又曰聖人以天下之心為心立武庚錄父封箕子微子宗

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

廟血食非滅之也是亦不倫之甚者也天下之心堅桀紂而已非堅夏殷之代也退桀紂立其親戚天下之心也其奪者非天下之心也湯武完輯之劬勞可觀也其識不及高氏幼子之見也人一日三食常也已三食而供父母以一食奪也焉得謂養也封武庚錄父封箕子微子不克一食也議論家曰某者小人亡論某者賢故論之責備於賢者也是言寔然以此觀之湯武果賢而為之也其責殊重矣非後世為簒弑者之類也然極口罵後世反聽湯武是冠屨倒施也孟子亦云聞誅一夫之紂矣未聞弑君也是孟子之私言也紂雖不道君也湯武雖賢臣也君臣者公名一夫非公名也泰誓諭

告之言不得如此不言非公言也孟子應問之辭力欲掩湯武之罪者也仲尼正名之言果非與宗社至重箕子微子侶相圖屏紂也宗社全而永為周之天下然不為之以其力不足與或恐亂人臣之分之故也力不足也以人心未離也恐人臣之分也雖臣親戚也親戚猶不為之況武王乎況奪乎其罪不容誅也楚莊王滅陳也遂欲縣之而容一言之諫復之不取也可謂湯武者楚莊之罪人也非與世之眩于湯武者以治民之可法也湯武之狡黠知不治不為用故善治可謂詭譎之雄者否盡返其親戚其不返者克己欲也淮南子云夫狐之捕雉也必先卑體彌耳以得其來也彼嚴恭寅畏

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

夙夜畏威者卑體彌耳以潤色譎也其詭譎出新莽之上者也莽者奪來者也湯武者往奪者也其間亦若干莽也奪之後以仁治民是亦一湯武也然以虐民遂敗智與不智之一間而已於其弑逆也一矢假令有堯萬舜之治豈蔽弑逆之罪哉孟子行一不義殺一不辜而得天下皆不為之也者非聖人之品第乎以弑逆不為不義焉名義大廢矣宜乎周之諸侯倣湯武之轍弑逆猶稱聖人況敵國乎於此彼我欲相奪攻伐大起遂為戰國鞠為胡履霜之警可恐哉是湯武施教於上而戰國受法於下也當周之末孔夫子者懷不訾之才傑出於其間須筆誅湯武之罪以明大義一洗道穢垢

惜矣哉其慮不出於此反謂祖述堯舜憲章文武是以什矢厠隋珠非邪於此五典再灰矣立制之原雖以孝君臣之道之為重孝者教也君臣之道者制也無君臣之道不能為國不為國以人不得立故君臣之道之為重也君雖殺其親其子不得以為讐君臣之道重也君臣之道既泯矣所以為胡也是以我　邦諸侯或不道為其臣者恐併家國失之或幽其君而立其親戚不獲幽其君而代立也儻有代立之圖上聞其罪及三族幸以其初不出弑逆之聖人君臣之道分明而不擾儻縱之禍亂胎于此之故也初大王以西伯之有聖瑞欲立季歷以及西伯泰伯仲雍知之走荊蠻以避于季歷

仲尼以稱爲民不得稱泰伯之賢可知立泰伯也何害西伯之爲聖欲及西伯者欲大門戸也闕愛於二子使二子不得事父母其仁何處有也叛心始於大王武王終之也於此父子之道再泯矣非若堯讓舜者也堯之讓也雖詒孽於後世至大而其志爲天下公也大王者爲門戸私也其異堯萬萬圮大倫之事集於一門可謂罪人之祖也大抵漢土之常亂者由君威之弱民威之强也其素出堯之讓與湯武之伐及崇變更貴虛文矣西伯之舉呂尚也湯之舉伊尹也尊之則不得不多祿遂習制祿君之祿十分之一爲卿之祿也祿多則人多人多則威强自然之勢也故我邦制祿君之祿五十分之一或百分之一爲卿之祿也是以君威常强臣威常弱莫手反遺體之憂矣堯典曰惟狂思爲聖惟聖不思爲狂焉彼我之涇渭思茲昭昭矣何俟余贅言質彼以彼言莫據者以我邦之明法斷之焉

成形圖說卷之六終

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1

ガラス使用